

□ 子供などの被扶養者になるには

退職後、任意継続組合員、国民健康保険等の被保険者とならないときは、子供等が加入している保険制度の被扶養者になる手続をしてください。

なお、被扶養者になるには共済組合の場合と同様に、所得などについての限度があります。

□ 再就職したときは

再就職すると、勤務先が「健康保険」の適用事業所になっているときは、健康保険に加入することになります。

再就職先が「健康保険」に加入していない場合は、共済組合の任意継続組合員になるか、市区町村の国民健康保険に加入することになります。



第3章

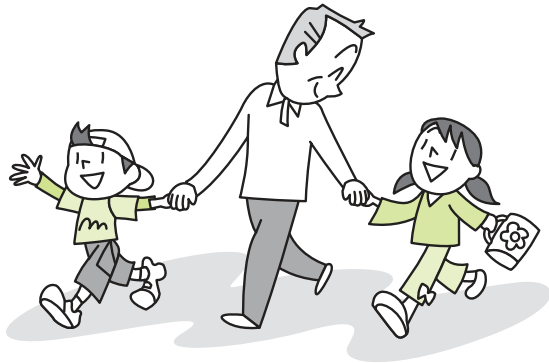
長期給付

- ・長期給付のあらまし
- ・給付の種類と受給要件

長期給付のあらまし

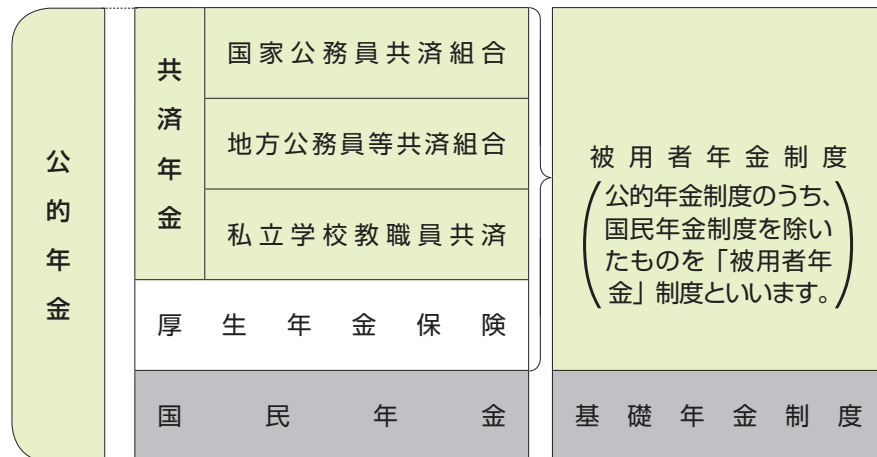
長期給付とは、組合員が退職したり、障害の状態になったとき、死亡したときに組合員や家族の生活の安定を図るために年金等の給付を行う事業です。

なお、給付事由が発生してから5年以内に給付請求を行わないと権利が消滅しますので注意してください。



公的年金制度の区分

わが国の公的年金制度は、それぞれいろいろな経過を経て今日を迎えています。現在では、図のように3種5制度に分かれています。



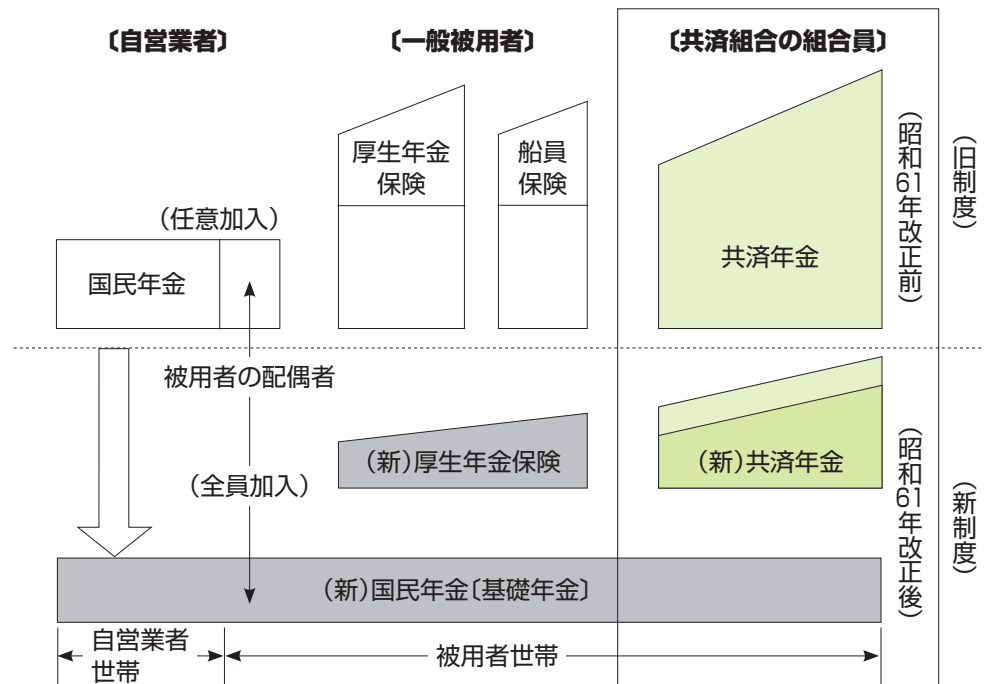
基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施

昭和61年4月1日から、各公的年金制度について一斉に現在の新年金制度が発足しました。その結果、同日以後の新国民年金制度は、それまでの自営業の方達ばかりでなくサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度に変わりました。

また、共済年金や厚生年金保険の被用者年金制度についても、この国民年金の改正に合わせて改正が行われ、年金制度の仕組みが大幅に変更されました。

これにより、同日以後は、

- 共済組合の組合員やその被扶養配偶者にも新国民年金制度が適用されていますので、組合員の方は、共済年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度の適用を受けることになっています。
- したがって、共済年金は、国民年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度になりました。



● 国民年金の被保険者

- (1) 第1号被保険者…国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者および学生等（次の第2号・第3号被保険者に該当しない者）
- (2) 第2号被保険者…共済組合の組合員および厚生年金保険の被保険者（いずれも65歳未満）
- (3) 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

■ 被保険者の届出

組合員本人は自動的に第2号被保険者となりますが、被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得あるいは喪失する場合や変更がある場合には、共済組合を経由して各年金事務所に届出をすることになります。

また、組合員が退職等により第1号被保険者となった場合には住所地の市区町村に届出をする必要があります。

事由	内 容	届出事由	届出先
就 職	20歳以上の方が初めて就職し、国家公務員になったとき	第1号→第2号(本人)	本人の勤務先
異 動	本人が国家公務員から地方公務員になったとき、またはその逆のとき（他の制度の共済組合へ異動した場合）	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
結 婚 等	本人が結婚退職し、被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号(本人)	配偶者の勤務先
	本人が自営業者等の方と結婚し、その方を被扶養配偶者としたとき	第1号→第3号(配偶者)	本人の勤務先
退 職	本人が退職し、自営業者等になったとき	第2号→第1号(本人) 第3号→第1号(配偶者)	市区町村の年金窓口
	本人が退職し、引き続き民間会社へ再就職したとき	第3号→第3号(配偶者)	本人の新しい勤務先
そ の 他	本人（または配偶者）は、共働きしていたが、退職して被扶養配偶者となったとき	第2号→第3号本人（または配偶者）	配偶者（または本人）の勤務先
	配偶者の収入が増加し、被扶養配偶者でなくなったとき	第3号→第1号（配偶者）	市区町村の年金窓口

これらの届出をしなかったり遅れたりすると、保険料未納期間となり、将来年金を受けられなくなったり、年金額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届出を行ってください。

（注）第3号被保険者に関する届出は、第2号被保険者である配偶者が所属する共済組合または勤務先（事業主）で行います。

● こんな場合も届出を

項 目	内 容	必要なもの
引っ越したら	住所・氏名が変わったとき 住民票の届出と同時に届出を	印鑑、年金手帳
退職したら	厚生年金・共済組合をやめたとき 扶養している配偶者がいる者は合わせて届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、退職証明書
就職したら	厚生年金・共済組合に加入したとき（第2号被保険者へ） 扶養している配偶者のいる者はサラリーマンの妻の届出を	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
結婚したら	厚生年金・共済組合の加入者の扶養になったとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等
転職したら	第3号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき 厚生年金→厚生年金 厚生年金→共済組合 共済組合→共済組合	印鑑、 本人・配偶者の年金手帳、 転職の証明書類、 健康保険証等
収入が増えたら	厚生年金・共済組合の加入者の扶養からはずれたとき	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証等

● 基礎年金番号

年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が基礎年金番号として付番されます。この番号は加入制度を異動しても変わらない生涯不変の一人一番号とされています。

基礎年金番号の導入によって、各制度を通じて加入記録を把握できることから、年金相談や年金裁定が的確・迅速に行えることとなりました。また、制度間での併給調整などの不徹底により生じていた年金の過払いの発生が防止できます。

給付の種類と受給要件

長期給付の種類

● 共済組合からの給付

退職給付	退職共済年金	原則として、組合員期間等が25年以上で、かつ、60歳以降支給年齢に達したとき
障害給付	障害共済年金	在職中に病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
	障害一時金	公務によらない病気やケガで退職した場合に軽度の障害の状態にあるとき
遺族給付	遺族共済年金	在職中または退職後に死亡したとき

● 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付期間などが25年以上ある者が65歳になったとき
障害給付	障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある者が、障害等級1級または2級に該当する障害者になったとき
遺族給付	遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その者に扶養されていた18歳の誕生日の最初の3月31日までの間の子がいるときなど

特別支給の退職共済年金（65歳に達するまでの支給）

● 受給要件

組合員期間を有する者で65歳未満の者が次の①～③のいずれをも満たしたとき支給されます。

- ① 60歳以降支給年齢に達していること
- ② 組合員期間等が25年以上であること
- ③ 組合員期間が1年以上あること

(注1) 支給年齢については、昭和28年4月2日以降に生まれた方から段階的に引き上げられます。また、昭和36年4月2日以降に生まれた方については、特別支給の退職共済年金の支給はありません。

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭28.4.2～30.4.1	61歳	昭和32.4.2～34.4.1	63歳
昭30.4.2～32.4.1	62歳	昭和34.4.2～36.4.1	64歳

(注2) 組合員期間等とは、公的年金制度に加入していた期間（共済組合の組合員期間、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間）を合算した期間をいいます。

(注3) 組合員期間等が25年以上であることについては、1つの共済組合の組合員期間または、組合員期間と他の共済組合や厚生年金保険の加入期間（国民年金を除きます）を合算した期間が、それぞれ生年月日に応じて次の表の年数以上であればよいこととされています。

生年月日	年数	生年月日	年数
～昭27.4.1	20年	昭和29.4.2～30.4.1	23年
昭和27.4.2～28.4.1	21年	昭和30.4.2～31.4.1	24年
昭和28.4.2～29.4.1	22年		

● 加給年金額

① 支給要件

次の要件を満たすときに年金額に加算されます。

- (a) 年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であること。
- (b) 受給権者が退職共済年金の権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた配偶者（届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）または子がいること。

生計を維持していた者とは、受給権者が退職共済年金の権利を取得した当時、その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

(c) 配偶者については65歳未満であること。(受給権者または配偶者が大正15年4月1日以前の生まれである場合には65歳以後も可。)

(d) 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害の程度が1級または2級に該当していること。

② 支給の停止

次のいずれかに該当するときは、加給年金額の支給は停止されます。

(a) 配偶者自身が、被用者年金制度から退職(共済)年金もしくは老齢(厚生)年金(加入期間が20年以上のものか、20年以上とみなされるものに限ります。)、または公的年金制度から障害(共済)年金、もしくは障害(厚生)年金、障害基礎年金を受けているとき。

(b) 受給権者が他に加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けているとき。

(c) 受給権者が特例支給開始年齢未満であるとき。

③ 失権

加給年金額の支給対象となっている配偶者や子が次に該当したときは、加給年金額は加算されなくなり、年金額が改定されます。

(a) 死亡したとき。

(b) 受給権者によって生計を維持されなくなったとき。

(c) 配偶者が離婚したとき。

(d) 配偶者が65歳に達したとき。(配偶者が65歳に達すると配偶者自身の老齢基礎年金を受けることとなります。)

(e) 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき。

(f) 養子縁組による子が離縁したとき。

(g) 子が婚姻をしたとき。

(h) 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。

(i) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子について、その事情がなくなったとき。

(j) 20歳前の1級または2級の障害状態にある子が20歳に達したとき。(子が20歳に達すると、自分自身の障害基礎年金を受けることとなります。)

本来支給の退職共済年金(65歳からの支給)

● 受給要件

組合員期間を有する者が次の①～③のいずれも満たしたとき支給されます。

なお、共済年金に併せて老齢基礎年金が支給されます。

① 65歳に達していること

② 組合員期間等が25年以上であること

③ 組合員期間が1年以上あること(在職中は組合員期間が1年以上)

老齢基礎年金

● 受給要件

次の要件をすべて満たした者に支給されます。

① 国民年金の加入期間(受給資格期間)が25年以上ある

② 65歳に達していること

(注) 受給資格期間とは、共済年金の組合員期間、厚生年金の被保険者期間、国民年金のみの加入期間、昭和61年3月31日以前の国民年金制度に任意加入しなかった期間等を合算した期間で、原則として国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の期間が対象となります。

● 年金額

20歳から60歳までの40年間、保険料を納めた場合で年額772,800円(平成26年度)です。なお、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間(国民年金加入可能年数)があれば、40年間加入したのものとして、772,800円が支給されます。

退職共済年金の額の推移

退職共済年金の額は、生年月日に応じて次のようになります。

昭和16年4月1日以前生まれの方
(平成12年度以前に60歳に達した方)

60歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定額	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

昭和16年4月2日～
昭和18年4月1日生まれの方
(平成13年～14年度に60歳に達した方)

61歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定額	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

昭和18年4月2日～
昭和20年4月1日生まれの方
(平成15年～16年度に60歳に達した方)

62歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定額	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

昭和20年4月2日～
昭和22年4月1日生まれの方
(平成17年～18年度に60歳に達した方)

63歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定額	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

昭和22年4月2日～
昭和24年4月1日生まれの方
(平成19～20年度に60歳に達する方)

64歳	65歳
加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
定額	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

昭和24年4月2日～
昭和28年4月1日生まれの方
(60歳から受給)

昭和28年4月2日～
昭和30年4月1日生まれの方
(61歳から受給)

昭和30年4月2日～
昭和32年4月1日生まれの方
(62歳から受給)

昭和32年4月2日～
昭和34年4月1日生まれの方
(63歳から受給)

昭和34年4月2日～
昭和36年4月1日生まれの方
(64歳から受給)

昭和36年4月2日以後の生まれの方
(65歳から受給)

60歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

61歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

62歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

63歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

64歳	65歳
	加給年金額
職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

65歳	65歳
	加給年金額
	職域加算額
	厚生年金相当額
	老齡基礎年金(本人)
	基礎年金(配偶者)

● 配偶者の年金

共済年金などの被用者年金に加入している者の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者として取り扱われます。その結果、65歳から老齢基礎年金が支給されることになります。

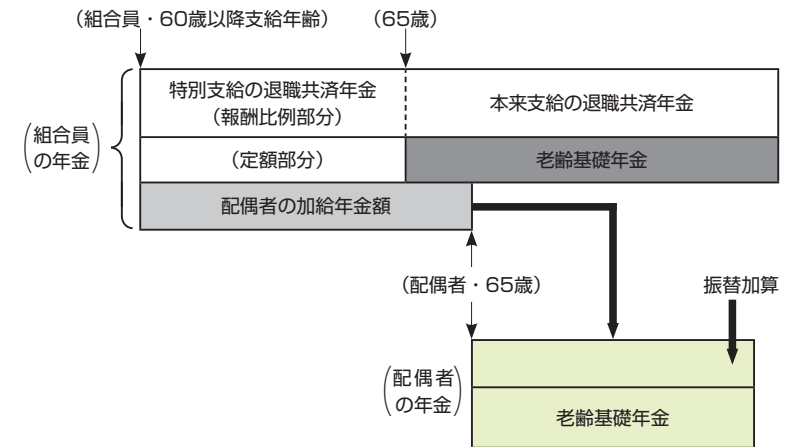
1 公務員の被扶養配偶者（第3号被保険者）の国民年金保険料

- 国民年金の保険料は、自営業の者や学生など（第1号被保険者）は個人で負担をしなければなりません。共済組合で認定されている被扶養配偶者（第3号被保険者）は、共済組合が拠出することとなっていますから、個人で負担する必要はありません。

2 配偶者の老齢基礎年金額と振替加算

- 公務員の配偶者の老齢基礎年金は、昭和61年4月前の旧国民年金に加入していた期間（被扶養配偶者としての任意加入期間を含みます。）と昭和61年4月以後の第3号被保険者としての加入期間とを合算した期間により年金額を計算し、満65歳になったら支給されます。
- 老齢基礎年金は、原則として40年加入で最高772,800円（平成26年度）の年金が支給されますが、年齢や保険料を納めた期間などによって年金額も異なっており、昭和16年4月1日以前に生まれた者は、特例で25年～39年の加入期間（国民年金加入可能年数）があれば、40年加入したものとして最高額772,800円が65歳から支給されます。
- 組合員の退職共済年金の加給年金の対象となっていた配偶者が、65歳に達すると、配偶者自身が老齢基礎年金を受けることになりますから、この時点で組合員の年金についていた加給年金は、支給が打ち切られることになります。しかし、国民年金に任意加入していなかった配偶者や高齢の配偶者は、老齢基礎年金の年金額が低額になってしまいますので、一定年齢以上の配偶者には特例として、組合員の年金についていた加給年金が、配偶者が受ける老齢基礎年金に振替えられます。これを「振替加算」と呼んでいます。

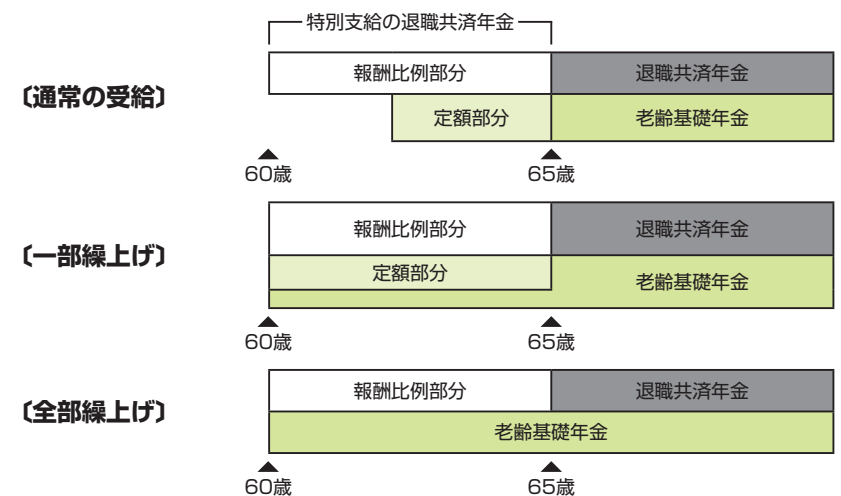
夫婦で受ける年金の形態を図で表すと次のようになりますが、配偶者への振替加算額は、当分の間の特例として設けられているもので、年齢に応じた額となっており、昭和41年4月1日までに生まれた配偶者に支給されることになっています。



■ 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けたときの退職共済年金

老齢基礎年金については、本来は65歳から支給される年金ですが、昭和16年4月2日以降に生まれた方については、退職共済年金を受ける一方で、老齢基礎年金を65歳前から繰上げて受けることができるようになっています。

この老齢基礎年金の繰上げ支給には「一部繰上げの老齢基礎年金」と「全部繰上げの老齢基礎年金」の2種類があります。



障害共済年金

● 受給要件

障害共済年金は、組合員または組合員であった者が次の①～③のいずれかに該当したときに支給されます。

- ① 初診日に組合員であり、かつ、障害認定日（症状の固定した日または初診日から1年6月が経過した日）において、3級以上の障害等級に該当する障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日には、3級以上非該当であった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上に該当し、請求したとき。
- ③ 基準傷病（組合員期間に初診日のある傷病）による障害と、その他の傷病によるものを併合して、65歳に達する日の前日までの間に2級以上の障害の状態になったとき。

（注）障害認定日に一定の障害の状態にあれば、在職中でも受給資格は発生（2級以上あれば障害基礎年金の受給資格も併せて発生）しますが、低所得者を除いて、在職中は支給停止となり障害基礎年金だけ支給されます。

障害一時金

● 受給要件

- ① 組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により退職したときに、一定の障害（障害共済年金が受けられる程度より軽い程度の障害）の状態にあるとき。
- ② 退職日には障害の程度が軽くても退職後初診日から5年以内に一定の障害の状態になったとき。（障害が軽快して3年以上支給停止となっている障害共済年金・障害厚生年金などは除かれます。）

なお、次のいずれかに該当する場合には支給されません。

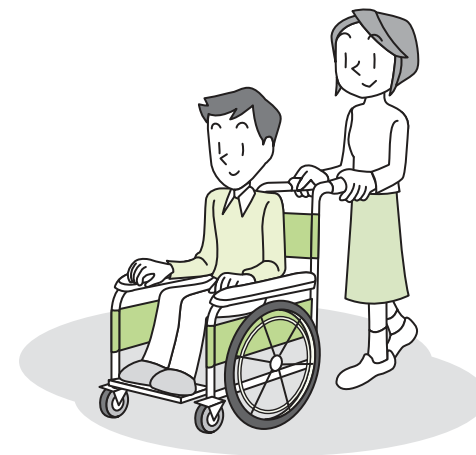
- (a) 公的年金制度から何らかの年金を受けることができる者
- (b) 同一傷病について国家公務員災害補償法により通勤災害による補償を受けることができる者

障害基礎年金

● 受給要件

障害基礎年金は次の要件をすべて満たした者に支給されます。

- ① 国民年金の加入期間中に初診日のある傷病により、障害認定日に障害等級1級または2級の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日には、障害等級1級または2級に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、障害の程度が増進し、障害等級1級または2級に該当し、請求したとき。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あるとき、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないとき。



遺族共済年金

● 受給要件

組合員または組合員であった者が、次の①～④のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。

- ① 組合員が在職中に死亡したとき。
- ② 組合員が退職後、組合員であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害共済年金（1級または2級）の受給権者、または障害年金（1～3級）の受給権者が死亡したとき。
- ④ 退職共済年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者（たとえば、組合員期間等が25年以上ある者）が死亡したとき。

（注）従前の退職年金、減額退職年金、通算退職年金および障害年金の受給権のある人が死亡した場合にも、遺族共済年金が支給されることになっています。

● 遺族の範囲および順位

共済組合法上の遺族とは、組合員または組合員であった者の死亡当時その者によって生計維持していた者で、範囲および順位は次のとおりです。

- ① 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同事情にある者を含む。）および子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

（注1）組合員または組合員であった者の死亡当時その者によって生計維持していた者とは、組合員または組合員であった者の死亡当時、その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいいます。

（注2）子または孫については18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあってまだ配偶者がいない者、もしくは組合員または組合員であった者の死亡当時から引き続き障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある者に限ります。

遺族基礎年金

● 受給要件

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者が死亡したとき
- ② 老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした者が死亡したとき
- ③ 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者が死亡したとき

● 遺族の範囲

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格を有する者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の配偶者または子に限られます。

- ① 配偶者については、次の②の子と生計を同じくしていること
- ② 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満であって障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者

なお配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。また、子の遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは、その間、支給停止になります。

年金の併給調整

現在の年金制度では一人一年金が原則とされています。

したがって、2つ以上の年金を受けることができることになった場合には、いずれか1つの年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。これを「併給調整」といいます。

ただし、退職共済年金と老齢厚生年金のように、退職（老齢）という同一の事由に基づいて発生する年金については、併せて受けることができます。

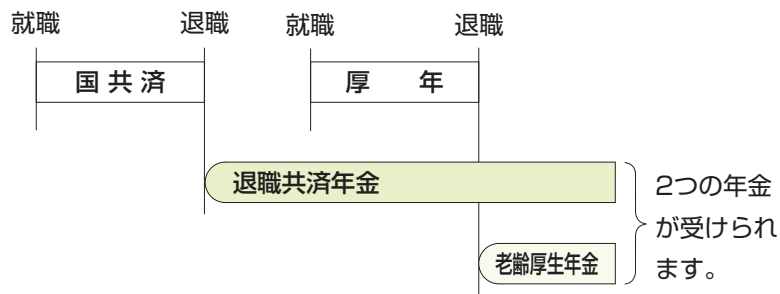
このため、併給調整について各公的年金制度間で統一的な規定が設けられ、2つ以上の年金の受給権が生じたときは、年金の発生した理由によって、

- ・併せて受けることができるか、
 - ・いずれか一方の年金を選択するか、
- が決められています（特例あり）。

併せて受けることのできる場合

退職（老齢）という同一の事由により発生する年金は併せて受けることができます。

〈例〉 退職共済年金＋老齢厚生年金

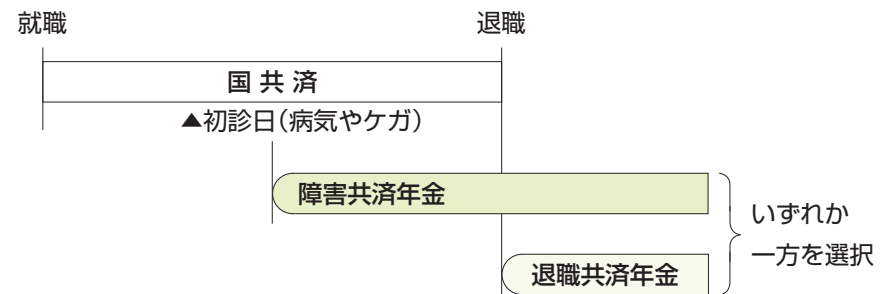


いずれか一方の年金を選択する場合

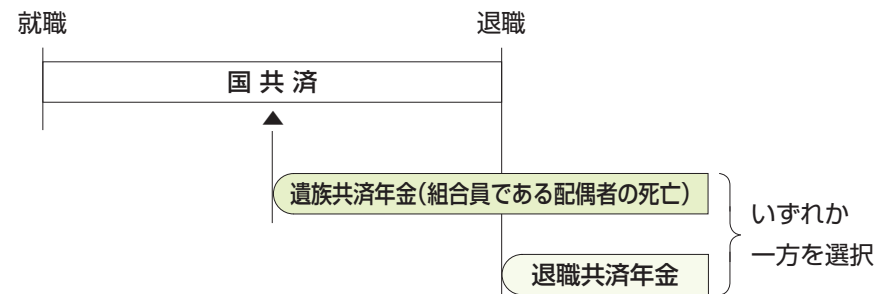
退職と障害、退職と死亡といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

〈例〉

①退職共済年金と障害(共済)年金



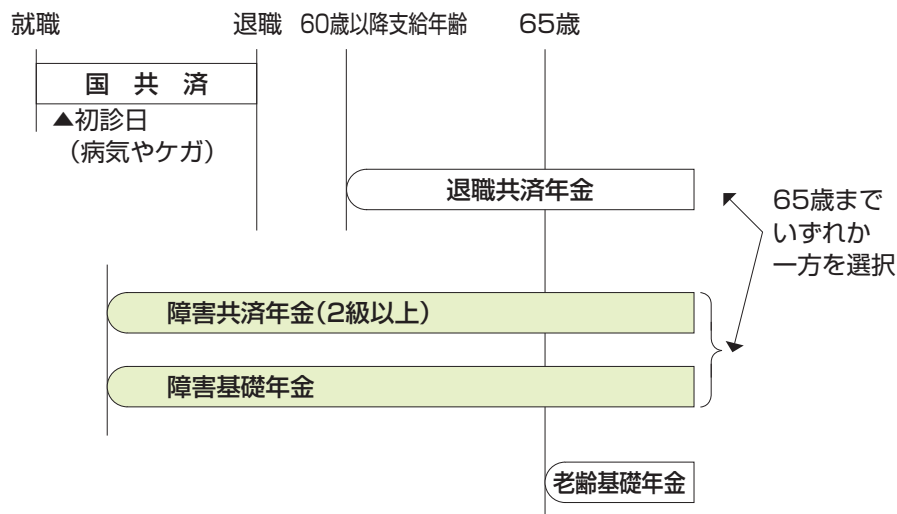
②退職共済年金と遺族(共済)年金



● 障害基礎年金と併せて受けることのできる場合

65歳から障害基礎年金は、退職（老齢）または死亡を給付事由とする共済（厚生）年金と併せて受けることができます。

〈例〉退職共済年金＋障害基礎年金



○60歳以降支給年齢から65歳まで…次の（ア）か（イ）のいずれかを選択

- （ア）退職共済年金
- （イ）障害共済年金＋障害基礎年金

○65歳以後…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

- （ア）退職共済年金＋老齢基礎年金
- （イ）退職共済年金＋障害基礎年金^(*)
- （ウ）障害共済年金＋障害基礎年金

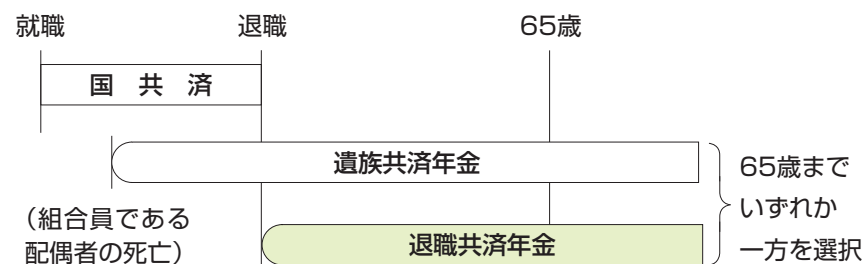
（*）退職共済年金および障害基礎年金の双方に子の加給年金額が加算されている場合には、退職共済年金の子の加給年金額は支給停止になります。

● 2つ以上の年金を受けられる方の特例

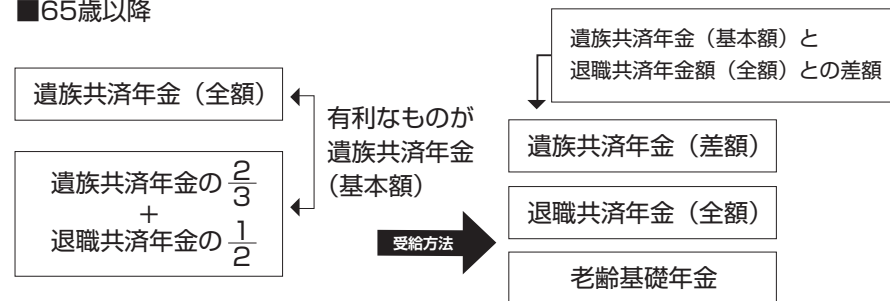
退職（老齢）または死亡といった事由の異なる年金を受けることになった場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになりますが、65歳以後は受給方法が変わります。

〈例〉退職共済年金と遺族共済年金

■65歳まで



■65歳以降



（注）

1.平成19年3月31日時点において、65歳以上ですでに遺族共済年金の受給権を取得している方には、この受給方法は適用されません。

○65歳以降…次の（ア）～（ウ）のうちいずれかを選択

- （ア）老齢基礎年金＋退職共済年金
- （イ）老齢基礎年金＋遺族共済年金
- （ウ）老齢基礎年金＋退職共済年金×1/2＋遺族共済年金×2/3

2.当共済年金のほかにも老齢厚生年金および遺族厚生年金等を併給中の方も同様に年金保険者間で調整されることになります。

年金の一部支給停止

退職共済年金や障害共済年金等の受給権者が、民間会社などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等になり、その間、「基本月額」と「総収入月額相当額」の合計額が46万円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額に12を乗じた額が翌月から支給を停止されます。

$$\text{年金の支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 46\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注1)「厚生年金保険の被保険者等」

- ①厚生年金保険の被保険者
- ②私立学校教職員共済制度の加入者
- ③国会議員および地方議会の議員

(注2)「基本月額」

退職共済年金および障害共済年金の基本月額は、年金額から職域加算額および加給年金額を除いた額（受給権者が65歳以上の場合は、更に経過加算額を除いた額）の12分の1の額

(注3)「総収入月額相当額」

停止対象月の前月の標準報酬（給与）月額と当該月以前1年間の標準賞与（期末手当等）額の総額の12分の1の額とを合計した額



過去に受けた退職一時金の返還

過去に退職一時金等を受けた者について、共済年金の受給権が発生したときに、現に受給した退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を返還することとなります。

返還額

- ① 一時恩給……恩給法第64条の2の規定により控除することとされている額の15倍に相当する額
- ② 旧法の退職一時金……受給額 + 利子
- ③ 新法の退職一時金……受給額 + 利子

返還方法

次の①～③のうちのいずれかを選択します。

- ① 年金の定期支給期ごとに、支給額の2分の1を返還に充てる。
- ② 所定の払込用紙により、現金で1年以内に一時に返還する。
- ③ 所定の払込用紙により、現金で1年以内に分割で返還する。

年金を受けるための請求手続

退職共済年金を受けられる加入期間を満たした方が60歳以降支給年齢になったときは、年金を受ける権利（受給権）が発生しますので、請求手続が必要です。

- 在職中に60歳以降支給年齢に達した方の請求手続先
所属する共済組合の支部または所属所
- 退職後に60歳以降支給年齢に達した方の請求手続先
最後に所属していた共済組合の支部または所属所
(再編成により統合した施設は統合先、移譲した施設は管轄支部)

なお、提出する請求書などは、いずれも60歳以降支給年齢に到達する2か月前から受け付けます。請求される方自身が事前に用意する必要がある書類もありますので、詳しいことは所属する共済組合の担当者にお尋ねください。

年金加入期間確認通知書の請求について

国家公務員共済組合（国共済）の加入期間がある方で、国共済以外の他の公的年金制度にも加入していたことがある方、あるいは、今後、厚生年金等に加入される方は、その加入していた制度の年金を請求する場合には、国共済に加入していた期間の証明が必要になります。この証明は、各制度とも共通の様式で、「年金加入期間確認通知書」（以下「通知書」という。）により行うことになっています。

通知書を請求するときは、支部・所属所に備え付けられている「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、書面に記載例のように必要事項を記載し、返信用封筒（82円切手貼付）を同封のうえ、連合会年金部証明書担当に送付してください。

（記載例）

年金加入期間確認通知書の発行依頼

- ① 請求者の氏名（フリガナ）、続柄、住所、電話番号
- ② 年金受給権者の氏名（フリガナ）、生年月日、年金証書記号番号
- ③ 請求の理由、必要枚数
- ④ その他（最終勤務先名称、入退職年月日）

- （注）1. 代理人が請求する場合は、委任状を添付してください。
 2. 国家公務員として在職中の方の年金加入期間について「通知書」が必要なときは、別途、組合員期間を確認するための証明書（履歴書と昭和61年4月以降は組合員期間等証明書）または人事記録カードの写しに在職中と明記したものが必要になります。

〈請求先〉

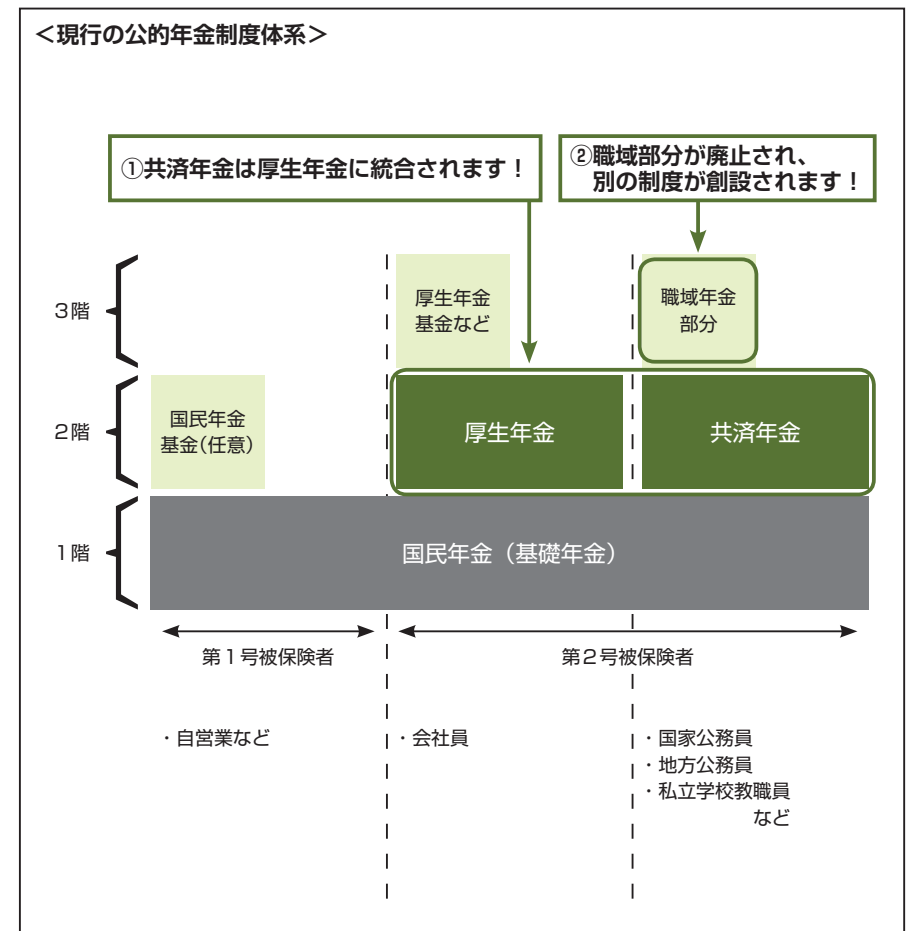
〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
 国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当
 電話 03-3265-8141

（☆）国共済以外の他の公的年金制度の加入期間の証明は、それぞれの制度で証明することになっています。

国民年金と厚生年金は年金事務所に、国共済以外の共済年金については、それぞれ加入していた共済組合に請求してください。

被用者年金の一元化について

会社員と公務員の年金制度の公平性・安定性を確保することを目的に、平成27年10月より、共済年金は厚生年金に統合されます。



① 共済年金は厚生年金に統合

現行の2階部分（共済年金）が厚生年金に統合されます。共済年金と厚生年金の制度的な差異は基本的に厚生年金にそろえることで解消されることとなります。変更点は以下の通りです。一部は経過措置として現行のまま存続します。

- ・被保険者の年齢制限が設置されます。

年齢制限：70歳まで

- ・未支給年金の支給範囲が変更されます。

死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、（年金機能強化法により甥姪など3親等内の親族にも拡大）

- ・在職中に受給する退職年金の停止基準が見直しされます。

老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合、
 ●65歳まで：（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止
 ●65歳以降：（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止

- ・障害給付の支給要件に保険料納付要件が追加されます。

保険料納付要件：初診日の前々月までの保険料納付済期間および
 保険料免除期間を合算した期間が2/3以上必要

- ・遺族年金の転給制度が廃止されます。

先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない

※女子の支給開始年齢については、経過措置として現行のまま存続します（P59参照）。

② 退職年金（年金払い退職給付）の創設

現行の3階部分（職域年金部分）は廃止され、新たに退職年金（年金払い退職給付）が創設されます。退職年金（年金払い退職給付）の概要は以下の通りです。

- ・退職年金のうち、半分は【有期退職年金】、半分は【終身退職年金（65歳支給、60歳まで繰上げ可能）】です。
- ・【有期退職年金】は、10年支給と20年支給から選択できます（一時金の選択も可能）。
- ・本人死亡時は、【有期退職年金】の残余部分を遺族に一時金として支給します。【終身退職年金】は終了します。
- ・公務に基づく負傷または病気により障害の状態になった場合や死亡した場合は、公務上障害・遺族年金を支給します。
- ・保険料率は法定（労使あわせて1.5%）の上限があります。

※平成27年9月30日までに受給権が発生する方については、平成27年10月以降も現行の「職域年金部分」が支給されます。

※未裁定者には経過措置があります。

厚生労働省第二共済組合本部・支部一覧表

名称	住所	電話番号
本部 （厚生労働省医政局 国立病院課職員厚生室）	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号	(03)5253-1111
国立病院機構本部支部	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21	(03)5712-5079
北海道東北グループ支部	〒983-0045 宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8	(022)291-0414
関東信越グループ支部	〒152-0021 東京都目黒区東が丘2-5-23	(03)5712-3104
東海北陸グループ支部	〒460-0011 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	(052)968-5173
近畿グループ支部	〒540-0006 大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	(06)4790-8388
中国四国グループ支部	〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513	(082)493-6675
九州グループ支部	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	(092)852-1728

所属所一覧表

名称	住所	電話番号
北海道がんセンター所属所	〒003-0804 北海道札幌市白石区菊水四条2-3-54	(011)811-9111
函館病院所属所	〒041-8512 北海道函館市川原町18-16	(0138)51-6281
帯広病院所属所	〒080-8518 北海道帯広市西18条北2-16	(0155)33-3155
北海道医療センター所属所	〒063-0005 北海道札幌市西区山の手5条7-1-1	(011)611-8111
旭川医療センター所属所	〒070-8644 北海道旭川市花咲町7-4048	(0166)51-3161
八雲病院所属所	〒049-3198 北海道二世郡八雲町宮園町128-1	(0137)63-2126
弘前病院所属所	〒036-8545 青森県弘前市大字富野町1	(0172)32-4311
仙台医療センター所属所	〒983-8520 宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8	(022)293-1111
青森病院所属所	〒038-1331 青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	(0172)62-4055
八戸病院所属所	〒031-0003 青森県八戸市吹上3-13-1	(0178)45-6111
岩手病院所属所	〒021-0056 岩手県一関市山目字泥田山下48	(0191)25-2221
花巻病院所属所	〒025-0033 岩手県花巻市諏訪500	(0198)24-0511
盛岡病院所属所	〒020-0133 岩手県盛岡市青山1-25-1	(019)647-2195
釜石病院所属所	〒026-0053 岩手県釜石市定内町4-7-1	(0193)23-7111
宮城病院所属所	〒989-2202 宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原100	(0223)37-1131
仙台西多賀病院所属所	〒982-8555 宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11	(022)245-2111
あきた病院所属所	〒018-1393 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	(0184)73-2002
山形病院所属所	〒990-0876 山形県山形市行才126の2	(023)684-5566

名称	住所	電話番号
米沢病院所属所	〒992-1202 山形県米沢市大字三沢26100-1	(0238)22-3210
福島病院所属所	〒962-8507 福島県須賀川市芦田塚13	(0248)75-2131
いわき病院所属所	〒970-0224 福島県いわき市平豊間字兔渡路291	(0246)55-8261
国立療養所松丘保養園所属所	〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19	(017)788-0145
国立療養所東北新生園所属所	〒989-4692 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	(0228)38-2121
水戸医療センター所属所	〒311-3193 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280	(029)240-7711
霞ヶ浦医療センター所属所	〒300-8585 茨城県土浦市下高津2-7-14	(029)822-5050
栃木医療センター所属所	〒320-8580 栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37	(028)622-5241
高崎総合医療センター所属所	〒370-0829 群馬県高崎市高松町36	(027)322-5901
沼田病院所属所	〒378-0051 群馬県沼田市上原町1551-4	(0278)23-2181
埼玉病院所属所	〒351-0102 埼玉県和光市諏訪2-1	(048)462-1101
西埼玉中央病院所属所	〒359-1151 埼玉県所沢市若狭2-1671	(04)2948-1111
千葉医療センター所属所	〒260-8606 千葉県千葉市中央区椿森4-1-2	(043)251-5311
国立成育医療研究センター所属所	〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1	(03)3416-0181
国立国際医療研究センター所属所	〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1	(03)3202-7181
東京医療センター所属所	〒152-8902 東京都目黒区東が丘2-5-1	(03)3411-0111
災害医療センター所属所	〒190-0014 東京都立川市緑町3256	(042)526-5511
相模原病院所属所	〒228-8522 神奈川県相模原市南区桜台18-1	(042)742-8311

名称	住所	電話番号
横浜医療センター所属所	〒245-8575 神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2	(045)851-2621
まつもと医療センター所属所	〒399-8701 長野県松本市大字芳川村井町1209	(0263)58-4567
信州上田医療センター所属所	〒386-8610 長野県上田市緑が丘1-27-21	(0268)22-1890
甲府病院所属所	〒400-8533 山梨県甲府市天神町11-35	(055)253-6131
国立がん研究センター所属所	〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1	(03)3542-2511
茨城東病院所属所	〒319-1113 茨城県那珂郡東海村照沼825	(029)282-1151
宇都宮病院所属所	〒329-1193 栃木県宇都宮市下岡本町2160	(028)673-2111
西群馬病院所属所	〒377-8511 群馬県渋川市金井2854	(0279)23-3030
東埼玉病院所属所	〒349-0196 埼玉県蓮田市大字黒浜4147	(048)768-1161
千葉東病院所属所	〒260-8712 千葉県千葉市中央区仁戸名町673	(043)261-5171
下志津病院所属所	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡934-5	(043)422-2511
東京病院所属所	〒204-8585 東京都清瀬市竹丘3-1-1	(042)491-2111
村山医療センター所属所	〒208-0011 東京都武蔵村山市学園2-37-1	(042)561-1221
神奈川病院所属所	〒257-8585 神奈川県秦野市落合666-1	(0463)81-1771
久里浜医療センター所属所	〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-3-1	(046)848-1550
新潟病院所属所	〒945-8585 新潟県柏崎市赤坂町3-52	(0257)22-2126
さいがた医療センター所属所	〒949-3193 新潟県上越市大潟区犀潟468-1	(025)534-3131

名称	住所	電話番号
西新潟中央病院所属所	〒950-2085 新潟県新潟市西区真砂1-14-1	(025)265-3171
東長野病院所属所	〒381-8567 長野県長野市上野2-477	(026)296-1111
国立療養所栗生楽泉園所属所	〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	(0279)88-3030
国立療養所多磨全生園所属所	〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1	(042)395-1101
国立精神・神経医療研究センター所属所	〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1	(042)341-2711
下総精神医療センター所属所	〒266-0007 千葉県千葉市緑区辺田町578	(043)291-1221
小諸高原病院所属所	〒384-8540 長野県小諸市甲4598	(0267)22-0870
箱根病院所属所	〒250-0032 神奈川県小田原市風祭412	(0465)22-3196
静岡医療センター所属所	〒411-8611 静岡県駿東郡清水町長沢762-1	(055)975-2000
名古屋医療センター所属所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	(052)951-1111
三重中央医療センター所属所	〒514-1101 三重県津市久居明神町2158-5	(059)259-1211
金沢医療センター所属所	〒920-8650 石川県金沢市下石引町1-1	(076)262-4161
北陸病院所属所	〒939-1893 富山県南砺市信末5963	(0763)62-1340
富山病院所属所	〒939-2692 富山県富山市婦中町新町3145	(076)469-2135
石川病院所属所	〒922-0405 石川県加賀市手塚町サ150	(0761)74-0700
七尾病院所属所	〒926-8531 石川県七尾市松百町八部3-1	(0767)53-1890
医王病院所属所	〒920-0192 石川県金沢市岩出町ニ-73-1	(076)258-1180

名称	住所	電話番号
長良医療センター所属所	〒502-8558 岐阜県岐阜市長良1300-7	(058)232-7755
天竜病院所属所	〒434-8511 静岡県浜松市浜北区於呂4201-2	(053)583-3111
静岡てんかん・神経医療センター所属所	〒420-8688 静岡県静岡市葵区漆山886	(054)245-5446
静岡富士病院所属所	〒418-0103 静岡県富士宮市上井出814	(0544)54-0700
東名古屋病院所属所	〒465-8620 愛知県名古屋市中区梅森坂5丁目101	(052)801-1151
豊橋医療センター所属所	〒440-8510 愛知県豊橋市飯村町字浜道上50	(0532)62-0301
東尾張病院所属所	〒463-0802 愛知県名古屋守山区大森北2-1301	(052)798-9711
三重病院所属所	〒514-0125 三重県津市大里窪田町357	(059)232-2531
鈴鹿病院所属所	〒513-8501 三重県鈴鹿市加佐登3-2-1	(059)378-1321
国立駿河療養所所属所	〒412-8512 静岡県御殿場市神山1915	(0550)87-1711
榑原病院所属所	〒514-1292 三重県津市榑原町777	(059)252-0211
国立長寿医療研究センター所属所	〒474-8511 愛知県大府市森岡町源吾35	(0562)46-2311
東近江総合医療センター所属所	〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255	(0748)22-3030
京都医療センター所属所	〒612-8555 京都府京都市伏見区深草向畑町1-1	(075)641-9161
舞鶴医療センター所属所	〒625-8502 京都府舞鶴市字行永2410	(0773)62-2680
大阪医療センター所属所	〒540-0006 大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	(06)6942-1331
大阪南医療センター所属所	〒586-8521 大阪府河内長野市木戸東町2-1	(0721)53-5761

名称	住所	電話番号
姫路医療センター所属所	〒670-8520 兵庫県姫路市本町68	(079)225-3211
南和歌山医療センター所属所	〒646-8558 和歌山県田辺市たきない町27-1	(0739)26-7050
紫香楽病院所属所	〒529-1803 滋賀県甲賀市信楽町牧997	(0748)83-0101
あわら病院所属所	〒910-4272 福井県あわら市北湯238-1	(0776)79-1211
福井病院所属所	〒914-0195 福井県敦賀市桜ヶ丘町33-1	(0770)25-1600
南京都病院所属所	〒610-0113 京都府城陽市中芦原11	(0774)52-0065
宇多野病院所属所	〒616-8255 京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8	(075)461-5121
近畿中央胸部疾患センター所属所	〒591-8555 大阪府堺市北区長曾根町1180	(072)252-3021
刀根山病院所属所	〒560-8552 大阪府豊中市刀根山5-1-1	(06)6853-2001
兵庫青野原病院所属所	〒675-1350 兵庫県小野市南青野	(0794)66-2233
兵庫中央病院所属所	〒669-1592 兵庫県三田市大原1314	(079)563-2121
神戸医療センター所属所	〒654-0155 兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1	(078)791-0111
やまと精神医療センター所属所	〒639-1042 奈良県大和郡山市小泉町2815	(0743)52-3081
奈良医療センター所属所	〒630-8053 奈良県奈良市七条2-789	(0742)45-4591
和歌山病院所属所	〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138	(0738)22-3256
国立循環器病研究センター所属所	〒565-8565 大阪府吹田市藤白台5-7-1	(06)6833-5012
浜田医療センター所属所	〒697-8511 島根県浜田市浅井町777-12	(0855)25-0505

名称	住所	電話番号
岡山医療センター所属所	〒701-1192 岡山県岡山市北区田益1711-1	(086)294-9911
福山医療センター所属所	〒720-8520 広島県福山市沖野上町4-14-17	(084)922-0001
広島西医療センター所属所	〒739-0696 広島県大竹市玖波4-1-1	(0827)57-7151
呉医療センター所属所	〒737-0023 広島県呉市青山町3-1	(0823)22-3111
関門医療センター所属所	〒752-8510 山口県下関市長府外浦町1-1	(083)241-1199
岩国医療センター所属所	〒740-8510 山口県岩国市愛宕町1-1-1	(0827)31-7121
松江医療センター所属所	〒690-8556 島根県松江市上乃木5-8-31	(0852)21-6131
南岡山医療センター所属所	〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島4066	(086)482-1121
東広島医療センター所属所	〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513	(082)423-2176
賀茂精神医療センター所属所	〒739-2693 広島県東広島市黒瀬町南方92	(0823)82-3000
米子医療センター所属所	〒683-8518 鳥取県米子市車尾4-17-1	(0859)33-7111
鳥取医療センター所属所	〒689-0203 鳥取県鳥取市三津876	(0857)59-1111
山口宇部医療センター所属所	〒755-0241 山口県宇部市東岐波685	(0836)58-2300
柳井医療センター所属所	〒742-1352 山口県柳井市伊保庄95	(0820)27-0211
国立療養所長島愛生園所属所	〒701-4592 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	(0869)25-0321
国立療養所邑久光明園所属所	〒701-4593 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	(0869)25-0011
四国こどもとおとなの医療センター所属所	〒765-8507 香川県善通寺市仙遊町2-1-1	(0877)62-2211

名称	住所	電話番号
高知病院所属所	〒780-8507 高知県高知市朝倉西町1-2-25	(088)844-3111
四国がんセンター所属所	〒791-0280 愛媛県松山市南梅木町甲160	(089)999-1111
徳島病院所属所	〒776-8585 徳島県吉野川市鴨島町敷地1354	(0883)24-2161
東徳島医療センター所属所	〒779-0193 徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1	(088)672-1171
高松医療センター所属所	〒761-0193 香川県高松市新田町乙8	(087)841-2146
愛媛医療センター所属所	〒791-0281 愛媛県東温市横河原366	(089)964-2411
国立療養所大島青松園所属所	〒761-0198 香川県高松市庵治町6034-1	(087)871-3131
小倉医療センター所属所	〒802-8533 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	(093)921-8881
九州がんセンター所属所	〒811-1395 福岡県福岡市南区野多目3-1-1	(092)541-3231
九州医療センター所属所	〒810-8563 福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	(092)852-0700
佐賀病院所属所	〒849-8577 佐賀県佐賀市日の出1-20-1	(0952)30-7141
嬉野医療センター所属所	〒843-0393 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2436	(0954)43-1120
長崎医療センター所属所	〒856-8562 長崎県大村市久原2-1001-1	(0957)52-3121
熊本医療センター所属所	〒860-0008 熊本県熊本市中央区二の丸1-5	(096)353-6501
大分医療センター所属所	〒870-0263 大分県大分市横田2-11-45	(097)593-1111
別府医療センター所属所	〒874-0011 大分県別府市大字内竈1473	(0977)67-1111
都城病院所属所	〒885-0014 宮崎県都城市祝吉町5033-1	(0986)23-4111

名称	住所	電話番号
鹿児島医療センター所属所	〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町8-1	(099)223-1151
福岡東医療センター所属所	〒811-3195 福岡県古賀市千鳥1-1-1	(092)943-2331
福岡病院所属所	〒811-1394 福岡県福岡市南区屋形原4-39-1	(092)565-5534
大牟田病院所属所	〒837-0911 福岡県大牟田市大字橋1044-1	(0944)58-1122
東佐賀病院所属所	〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324	(0942)94-2048
長崎病院所属所	〒850-8523 長崎県長崎市桜木町6-41	(095)823-2261
長崎川棚医療センター所属所	〒859-3615 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	(0956)82-3121
熊本再春荘病院所属所	〒861-1196 熊本県合志市須屋2659	(096)242-1000
菊池病院所属所	〒861-1116 熊本県合志市福原208	(096)248-2111
熊本南病院所属所	〒869-0593 熊本県宇城市松橋町豊福2338	(0964)32-0826
西別府病院所属所	〒874-0840 大分県別府市大字鶴見4548	(0977)24-1221
宮崎病院所属所	〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	(0983)27-1036
宮崎東病院所属所	〒880-0911 宮崎県宮崎市大字田吉4374-1	(0985)56-2311
指宿医療センター所属所	〒891-0498 鹿児島県指宿市十二町4145	(0993)22-2231
南九州病院所属所	〒899-5293 鹿児島県始良市加治木町木田1882	(0995)62-2121
肥前精神医療センター所属所	〒842-0192 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160	(0952)52-3231
国立療養所菊池恵楓園所属所	〒861-1113 熊本県合志市栄3796	(096)248-1131
国立療養所星塚敬愛園所属所	〒893-8502 鹿児島県鹿屋市星塚町4204	(0994)49-2500

名称	住所	電話番号
国立療養所奄美和光園所属所	〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	(0997)52-6311
沖縄病院所属所	〒901-2214 沖縄県宜野湾市我如古3-20-14	(098)898-2121
琉球病院所属所	〒904-1201 沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1	(098)968-2133
国立療養所宮古南静園所属所	〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888	(0980)72-5321
国立療養所沖縄愛楽園所属所	〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192	(0980)52-8331